

韓国知的財産ニュース 2025 年 4 月後期

(No. 531)

発行年月日：2025 年 5 月 12 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、4 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【行政予告】「弁理士資格取得のための実務修習規定」の一部改正告示（案）（特許庁公告第 2025-123 号）
- 1-2 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2210067）
- 1-3 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2025-126 号）
- 1-4 【立法予告】実用新案法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2025-127 号）
- 1-5 【立法予告】発明振興法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2025-128 号）
- 1-6 【立法予告】商標法施行規則の一部改正令（案）（特許庁公告第 2025-118 号）
- 1-7 【代案】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2210293）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、バイオ・医薬品産業の特許競争力強化に向け企業訪問を実施
- 2-2 韓国特許庁とウリ銀行、地域における知財金融活性化に向けた業務協約を締結
- 2-3 韓国特許庁と知財戦略研究会、「2025 年第一次知財戦略フォーラム」を開催
- 2-4 国際知識財産研修院、WIPO と開発途上国 27 か国を対象に「2025 韓国-WIPO 特許審査実務教育コース」をオンライン実施
- 2-5 韓国特許庁と産業通商資源部、「第三次知的財産と経済安保フォーラム」を共同開催
- 2-6 韓国特許庁、「職務発明制度の導入・拡散に向けた戦略カンファレンス」を開催
- 2-7 韓国特許庁、大邱(テグ)で開かれる「第 22 回国際グリーンエネルギー

EXPO」にて「特許相談センター」を運営

- 2-8 韓国特許庁の特許審判院、「第20回特許・商標判例の研究論文コンテスト」を開催
- 2-9 特許審判院、「名品特許」を目指して無効審判制度を改善
- 2-10 韓国特許庁 X 聖心堂（ソンシムダン）、「発明の日60周年記念パンカード」全国ツアーアイベントを実施
- 2-11 韓国特許庁と中小ベンチャー企業部、ベンチャー企業と政策懇談会を実施
- 2-12 韓国特許庁、「半導体特許カンファレンス」を開催
- 2-13 韓国特許庁、6つの傘下機関と共に「特許庁清廉協議体」を発足
- 2-14 「発明の日60周年」を記念する先祖の優秀な発明15点のうち14点に名誉特許権を付与
- 2-15 韓国特許庁、AI学習に活用する知財データ7種を「KIPRIS PLUS」にて無料公開
- 2-16 韓国特許庁、WIPOと特許ユーザー番号(ID)システム構築に向けたMOUを締結

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、高度化する知財犯罪を捜査する「デジタル証拠分析室」を新設

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、ID5が作成した「メタバースにおけるデザイン保護」の報告書を公開
- 4-2 韓国特許庁、「2025D2Bデザインフェア」の参加者を募集

その他一般

- 5-1 「2025国際知的財産指数」において韓国が55か国の中総合10位

法律、制度関連

1-1 【行政予告】「弁理士資格取得のための実務修習規定」の一部改正告示（案）（特許庁公告第2025-123号）

電子官報（2025.4.18.）

特許庁公告第2025-123号

「弁理士資格の取得のための実務修習規定」を改正するに当たり、その改正理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第46条に基づいて次のとおり公告します。

2025年4月18日

特許庁長

「弁理士資格の取得のための実務修習規定」の一部改正令告示（案）の行政予告

1. 改正理由

弁理士の実務修習に関する下位法令が改正されたことにより、集合教育をEラーニングの方法で実施できる根拠が設けられたことで、それに関連する告示を見直し、新規弁理士として十分な実務能力を養うことができるよう、集合教育における実習課題物の提出に関する根拠を設ける等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

2. 主要内容

- イ. 集合教育における実習課題物の提出に関する根拠を設ける（案第6条の2）。
- ロ. 集合教育のうち、対面の方法で実施しなければならない必須の細部科目等を新設する（案第6条第2項及び第3項）。
- ハ. 実務修習規定の中、「公暇」という表現を「欠講」に変更し、国家専門資格試験の受験等欠講を認める事由を追加する（案第22条）。
- ニ. 現在、休・廃業の状態であるか、懲戒処分を受けた弁理士に対し、現場研修の指導人員から除外する規定を設ける（案第24条）。
- ホ. 現場研修機関の不認定の事由に、現場研修機関が嘘・不正な方法により研修を運営するか、虚偽で履修の実績を認める場合を追加する（案第33条）。
- ヘ. 現場研修対象者の出席を管理する現場研修対象者の出席管理簿を新設する（案別紙第5号の2書式）。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は2025年5月8日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：産業財産人材課長）に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）

改正案	修正案	修正の事由
-----	-----	-------

ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号

ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟産業財産人力課（〒35208）

電子郵便：namuya77@korea.kr

Fax：(042) 472-3421

4. その他事項

その他詳細については特許庁産業財産人力課（電話：(042) 481-5183、FAX：(042) 472-3421）にお問い合わせください。また、行政予告に関する改正案は特許庁ホームページ（冊子/統計>法令及び条約>立法予告）をご参照ください。

1 - 2 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2210067）

議案情報システム（2025. 4. 23.）

議案番号：2210067

提案日：2025年4月23日

提案者：ソ・ワンジン議員（祖国革新党）外12人

提案理由及び主要内容

現行法では、国防上必要な場合、外国で特許出願をすることを禁じるか、発明者・出願人及び代理人に対し当該の特許出願にかかる発明を機密としては扱うよう命ずることができるようになり、それにより機密扱いとなる特許出願にかかる発明についてはその発明の機密扱いが解除されるまで出願公開を保留するよう定めている。

しかし、最近、日本をはじめとする主要国では経済及び産業の安保強化のために軍事的技術のみならず、経済・産業的な重要技術をも秘密特許の対象に含めることで国家戦略技術の流出防止に積極的に対応しているが、韓国では現行法上、国防上必要な発明に秘密特許の対象を限っているため、半導体・二次電池等国家戦略技術の保護に限界がある。

従って、国家戦略技術についても特許出願を機密として扱うか、外国への出願を制限できるよう定めることで、国家戦略技術の流出を防止し、国家競争力を強化する目的である（案第41条第1項第1号及び第2号の新設等）。

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第41条第1項の本文の中「国防上必要な」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に各号を次のように新設し、同条第2項の中「発明が国防上必要な」を「発明が第1項各号のいずれかに該当する」に、「戦時」を「第1号の場合には戦時」に改める。

1. 国防上必要な場合
2. 国家戦略技術等国家安保及び経済的・産業的な重要性が認められる技術として大統領令で定める技術を特許出願する場合

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（機密扱い命令等に関する経過措置）同法施行当時、従前の規定に従って特許出願された発明については第41条第1項の改正規定にも関わらず従前の規定に従う。

1 - 3 【立法予告】特許法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2025-126 号）

電子官報（2025. 4. 24.）

特許庁公告第 2025-126 号

特許法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 4 月 24 日

特許庁長

特許法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

ユーザーフレンドリーな特許行政サービスを提供するために、意見書の提出期間を延長し、分割出願をした場合においても査定の保留及び審査の猶予を認める一方、

知的財産ポイントにおいて出願人と代理人間での委任事項を明確にし、出願人の混同を防止するために国際調査用の翻訳文書類の提出様式を明確にする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

2. 意見提出

この特許法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2025 年 6 月 4 日までに統合立法予告システム (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認の上、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項について項目別の意見（賛成か反対、その理由）
- ロ. 氏名（法人・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）

電子郵便：jsh2022@korea.kr

電話番号：（042）481-8153、Fax：（042）472-4743

3. その他事項

改正案の詳細については特許庁ホームページ (www.kipo.go.kr) の「立法予告」、または、特許庁特許制度課（電話：（042）481-8153）にお問い合わせください。

1 - 4 【立法予告】実用新案法施行規則の一部改正令案（特許庁公告第 2025-127 号）

電子官報（2025. 4. 24.）

特許庁公告第 2025-127 号

実用新案法施行規則の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を國民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 4 月 24 日

特許庁長

実用新案法施行規則の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

ユーザーフレンドリーな特許行政サービスを提供するために、分割出願をした場合においても査定の保留及び審査の猶予を認める目的である。

2. 意見提出

この実用新案法施行規則の一部改正令案について意見がある団体又は個人は 2025 年 6 月 4 日までに統合立法予告システム (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて法令案を確認の上、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 立法予告事項について項目別の意見（賛成か反対、その理由）
- ロ. 氏名（法人・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇特許庁特許制度課：大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟 1105 号（〒35208）
電子郵便：jsh2022@korea.kr
電話番号：(042) 481-8153、Fax：(042) 472-4743

3. その他事項

改正案の詳細については特許庁ホームページ (www.kipo.go.kr) の「立法予告」、または、特許庁特許制度課（電話：(042) 481-8153）にお問い合わせください。

1－5 【立法予告】発明振興法施行令の一部改正令案（特許庁公告第 2025－128 号）

電子官報（2025.4.24.）

特許庁公告第 2025-128 号

発明振興法施行令の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次とおり公告します。

2025 年 4 月 23 日

特許庁長

発明振興法施行令の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

知的財産経営認証事業が民間委託事業費として編成されることにより、事業を遂行させる委託の根拠となる規定を設け、不正競争及び営業秘密にかかる紛争を支援するため公益弁理士による特許相談センターの支援対象に不正競争行為及び営業秘密侵行為にかかる紛争を含める一方、

産業財産権紛争調停制度の活性化に向け調停手続きに映像調停制度を導入し、出席通知期間を短縮できる根拠を設ける等、法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定める目的である。

2. 主要内容

- イ. 知的財産経営認証事業を遂行させる委託の根拠となる規定を新設（案第 29 条）
- ロ. 公益弁理士が在籍する特許相談センターによる相談・民事訴訟費用への支援対象の拡大（案第 9 条の 9）
- ハ. 産業財産権紛争調停制度の出席通知期間を両当事者の同意のもとで短縮できるよう関連条項を設け、映像調停制度を導入（案第 22 条）
- 二. 紛争調停委員会の事務処理を担当する特許庁の公務員について従来の幹事の他に書記担当を任命（案第 24 条）

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2025 年 6 月 2 日までに国民参加立法センター (<https://opinion.lawmaking.go.kr>) にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟 1806 号産業財産政策課（〒35208）
電子郵便 : yonghyuk@korea.kr
Fax : (042) 472-3464

4. その他事項

その他詳細については特許庁産業財産政策課（電話：(042) 481-5920、FAX：(042) 472-3464）にお問い合わせください。

1－6 【立法予告】商標法施行規則の一部改正令（案）（特許庁公告第 2025－118 号）

電子官報（2025.4.25.）

特許庁公告第 2025-118 号

「商標法施行規則」の一部改正令（案）を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第 41 条に基づいて次のとおり公告します。

2025 年 4 月 25 日

特許庁長

「商標法施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由

- イ. 代理人（代表者）申告書及び補正書（補完書）上の不要な記載要領を削除
- ロ. 2023 年 8 月 1 日「特許料等の徴収規則」改正時に手数料加算基準において指定商品を 20 個から 10 個に引き下げて商標登録出願書に反映

2. 主要内容

- イ. 施行規則別紙第 1 号及び第 5 号書式上、代理人のローマ字氏名のみを記載するという記載要領を削除。
- ロ. 施行規則別紙第 3 号書式上の記載要領において、手数料が加算される指定商品の個数を 20 個から 10 個に変更。

3. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は 2025 年 6 月 4 日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の際にはその理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項等

※送り先

◇住所：大田広域市西区庁舎路 189 大田政府庁舎 4 棟 1306 号（〒35208）

電子郵便：hyeminkims@korea.kr

電話番号：(042) 481-5981

4. その他事項

改正案の詳細については特許庁商標審査政策課（電話：(042) - 481-5981、FAX：(042) - 472-3468）にお問い合わせください。また、立法予告の改正案は政府立法支援センター（<http://www.lawmaking.go.kr>）の「参加広場>統合立法予告」と特許庁ホームページ（www.kipo.go.kr）の「冊子/統計>法令及び条約>立法予告」をご参照ください。

1-7 【代案】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2210293）

議案情報システム（2025.4.30.）

議案番号：2210293

提案日：2025年4月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

1. 代案の提案経緯

議案名	議案番号	代表発議者	発議日	審査経過
デザイン保護法の一部改正法律案	2204736	イ・ジエグアン議員	2024.10.16.	- 第422回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2025.2.19.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付 - 第424回国会（臨時会）第2次産業通商資源特許小委員会（2025.4.16.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）
	2206368	キム・ウオニ議員	2024.12.10.	

- イ. 第424回国会（臨時会）第2次産業通商資源特許小委員会（2025.4.16.）にて上記2件の法律案について審査した結果、各法律案を本会議に付議することなく、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにした。
- ロ. 第424回国会（臨時会）第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2025.4.23.）にて産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、上記2件の法律案について各本会議に付議する代わりに、産業通商資源特許小委員会が作成した代案を提案することを議決する。

2. 代案の提案理由

デザイン保護法は、デザイン登録出願の場合、すべての登録要件について審査してデザイン権を付与する審査主義を原則としているが、ファッショニ・雑貨等流行に敏感な一部の物品類において、新規性や先願等一部の要件については審査せず迅速に権利を与えるデザイン一部審査登録制度を運営しているが、最近、オンライン上の取引が活性化されるにつれ、デザイン一部審査登録制度を悪用して、既に公知若しくは公用された意匠権を新しいものかのように登録してオンライン上で物品を独占して販売する事例が相次いでいる。

従って、デザイン一部審査登録出願について、新規性と先願の要件を明確に違反している場合には、審査官が拒絶査定とするよう根拠となる規定を設け、第三者の権利保護のためにデザイン一部審査登録に対する異議申立期間を延長することで、より実効性のあるデザイン一部審査制度を運営する必要がある。

一方、現行制度のもと、無権利者が特定のデザイン登録出願をしてそのデザインについて登録を受けた場合、正当な権利者は登録無効審判を提起して裁判所から判決を受けてから再度デザイン権について出願しなければならぬため、その手続きに長時間がかかるだけではなく費用の負担もあることを考慮して、正当な権利者がより効率的にデザイン権を行使できるよう制度を見直すべきとの指摘が提起されている。

従って、特許権の場合のようにデザイン権の正当な権利者が盗用されたデザイン権についてより迅速にその権利を取り戻せるよう「デザイン権移転請求」にかかる法律上根拠を設ける必要がある。

3. 代案の主要内容

- イ. デザイン登録出願書上の記載事項の中「デザインの創作内容の要点」を削除する（案第37条第2項第2号）。
- ロ. デザイン一部審査登録出願が第33条第1項各号に該当するか（新規性違反）、第46条第1項・第2項に基づきデザイン登録を受けることができないことが明確な場合（先願違反）については、デザイン登録拒絶査定をする（案第62条第5項及び第6項）。
- ハ. デザイン一部審査登録の異議申立に関連して、デザイン権侵害に関する通知を受けた場合は、その通知を受け取った日から3月になる日まで異議申立を申請でき、登録公告日から1年が経過すれば異議申立を申請できない（案第68条第1項）。
- ニ. 無権利者がデザイン登録を受けた場合、正当な権利者が裁判所にそのデザインの登録の移転を請求してそのデザイン権を取得できるようにする（案第96条の2の新設）。
- ホ. デザイン権移転請求制度の導入により、デザイン登録証を再発行し、移転登録前の実施について通常実施権を認める一方、正当な権利者に移転されたデザイン権に対し無効審判を請求することはできない（案第89条第3項、第100条の2及び第121条）。

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第37条第2項第2号を次のように改める。

2. デザインの説明

第62条第5項を第6項にし、同条に第5項を次のように新設し、同条第6項（従前の第5項）の中「第3項までの規定」を「第5項まで」に改める。

⑤審査官はデザイン一部審査登録出願が第33条第1項各号に該当するか、若しくは、第46条第1項・第2項に基づきデザイン登録を受けることができないことが明確な場合には第2項の規定にもかかわらず、デザイン登録拒絶査定をする。

第68条第1項各号外の部分の前段の中「3月になる日まで」を「3月になる日まで又はデザイン権侵害に関する通知を受けた者はその通知を受け取った日から3月になる日まで」に改め、同項各号外の部分に但し書を次のように新設する。

但し、そのデザイン権の侵害に関する通知を受けたことを理由に異議申立を申請する場合にはデザイン一部審査登録の公告日から1年が経過すれば異議申立を申請できない。

第89条に第3項を次のように新設する。

③特許庁長は第96条の2第2項に基づきデザイン権が移転登録された場合、新しい登録証を発行しなければならない。

第96条の2を次のように新設する。

第96条の2（デザイン権の移転請求）①デザイン登録が第121条第1項第1号本文に該当する場合にデザイン登録を受けることができる権利を持つ者は裁判所にそのデザイン登録の移転（デザイン登録を受けることができる権利が共有の場合にはその持ち分の移転をいう）を請求することができる。

②第1項の請求に基づいてデザイン権が移転登録された場合には次の各号の権利はそのデザイン権が設定登録された日から移転登録を受けた者にあることとみなす。

1. 当該のデザイン権

2. 第53条第2項に基づく報償金支給の請求権

③第1項の請求に基づき、共有のデザイン権にかかる持ち分を移転する場合には、第96条第2項の規定にもかかわらず、他の共有者の同意を得ていなくてもその持ち分について移転することができる。

第100条の2を次のように新設する。

第100条の2（デザイン権の移転請求による移転登録前の実施にかかる通常実施権）①次の各号のいずれかに該当する者が第96条の2第2項に基づくデザイン権の移転登録がある前

に当該のデザイン登録が第121条第1項第1号本文に該当することを知らずに国内でそのデザインの実施にかかる事業をしているかそれを準備している場合には、その実施しているか準備をしているデザイン及び事業目的の範囲でそのデザイン権に対し通常実施権を有する。

1. 移転登録されたデザイン登録の原デザイン権者
 2. 移転登録されたデザイン権について、移転登録当時に既に専用実施権若しくは通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得し登録を受けた者。但し、第104条第2項に基づく通常実施権を取得した者が登録を必要としない。
- ②第1項に基づき通常実施権を有する者は移転登録されたデザイン権者に相当な対価を支給しなければならない。

第121条第1項各号外の部分の前段の中「利害関係人」を「利害関係人（第1号本文の場合にはデザイン登録を受けることができる権利を有する者に限る）」に改め、同項第1号の中「同項の但し書に基づきデザイン登録を受けることができない場合」を「第39条を違反した場合。」に改め、同号に但し書を次のように新設する。

但し、第96条の2第2項に基づき移転登録された場合は除く。

第121条第1項第2号の中「第27条」を「第3条第1項但し書に基づきデザイン登録を受けることができない場合か、第27条」に、「第35条まで、第39条」を「第35条まで」に改める。

第181条第3項の中「第37条第2項第2号の中、創作内容の要点及び同条第3項」を「第37条第3項」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（一般的適用例）同法は同法施行以降出願されたデザイン登録出願に適用する。

第3条（デザイン権の移転請求に関する適用例）第96条の2及び第100条の2の改正規定は同法施行当時設定登録されたデザイン権についても適用する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、バイオ・医薬品産業の特許競争力強化に向け企業訪問を実施

韓国特許庁（2025.4.16.）

ハンミ（韓美）薬品の研究開発の現場を訪問、技術動向や意見を共有する

韓国特許庁は4月15日火曜日、バイオ医薬品分野の主要企業「ハンミ（韓美）薬品研究センター」（京畿道（キョンギド）華城（ファソン）市所在）を訪問し、懇談会を開くと

発表した。

今回の企業訪問は、ハンミ薬品の研究開発の現場を見学し、バイオ・医薬品産業のカギとなる新薬開発を含む研究開発の動向を共有し、特許の競争力強化に向けた方策について議論するためである。

懇談会では、同社における研究開発の動向、技術移転の事例や薬品開発のパイプライン戦略などを共有し、現場での悩みや相談などを聞いて特許審査制度の改善策に反映する方向性について踏み込んだ議論を行う考えだ。

最近、バイオ・医薬品産業は高齢化や感染症の拡大など世界課題の変化を受けて急速に成長しており、それに対応するための技術競争力の確保や世界市場への進出の重要性が浮上している。

特許庁はバイオ・医薬品分野の特許出願についてより迅速かつ専門的な審査結果を提供するために、今年3月バイオ・医薬品専門審査課を増員し、専担審査組織を立ち上げた。また、優先審査の対象となる技術にバイオ分野を追加して産業現場のニーズに積極的に対応している。

特許庁の化学生命審査局長は「バイオ・医薬品産業は国民の健康を守り、国の競争力をけん引するコア産業である」とし、「今回の現場訪問を機に、企業の声を政策や審査実務に積極的に反映することで、韓国企業が世界市場で特許の競争力を確保できるよう手厚く支援していく」と述べた。

2-2 韓国特許庁とウリ銀行、地域における知財金融活性化に向けた業務協約を締結 韓国特許庁 (2025. 4. 16.)

地方所在企業を中心に知財金融の支援を強化する

韓国特許庁とウリ銀行は4月14日月曜日、ウリ銀行本店（ソウル市中区所在）にて「地域における知財金融※活性化に向けた業務協約」を締結したと発表した。

今回の業務協約は、特許庁が大手銀行と手を組み、地域の知財金融を支援する初めての取り組みであり、官民連携により知財金融の活用幅を広げる効果が期待される。

特許庁は革新的な中小企業などに資金調達を支援するために知財金融の活性化に向けた

取り組みを続けてきた。知財担保融資は 2019 年末約 7,000 億ウォン規模であったが、2024 年末融資残高が 3 倍以上急増し約 2 兆 1,500 億ウォン規模に達している。しかし、地域別でみると、全体融資の 6 割以上を首都圏が占めており、地方では忠清圏 13%、慶尚圏 17.6%、全羅圏 7.4%、江原圏 1.5% にとどまっている。今回の協約は、このような地域差を解消して優秀な技術や特許を持っているにもかかわらず、資金を調達することが難しく、知財を活用したビジネスに困難を抱えている地方所在の企業を支えるための金融基盤をつくる効果がある。

今回の締結を機に特許庁は、地域知識財産センター（RIPC）を通じて知財経営認証企業など各地域の優秀な知財を有する企業を募集し、ウリ銀行は各地方の拠点である BIZ プライムセンターで強い知財を有する企業の成長を支援するための IP 担保融資、オンデマンド型金融支援や金融相談などを提供する計画だ。両機関が持っている資源や経験を有効活用して各地域の状況に応じた密着型支援が実現できると思われる。

今後も特許庁は、ウリ銀行と引き続き連携を図り、各地域で知財金融を活性化させるよう、ほかの銀行への参加も促す考えだ。

チョン・ジンワンウリ銀行頭取は「優秀な技術力や知財を有する地方所在企業の成長を支える支援や金融相談など競争力のあるサービスの提供に取り組む」とし、「今回の協約が地域において知財金融を活性化させるきっかけになってほしい」と述べた。

キム・ワンギ特許庁長は「知財は技術が中心に経済を支える主要資産であり、技術力はあるものの、資金の調達が難しい地方所在企業にとって IP 金融は成長のチャンスになるとと思う」とし、「今回の業務協約を機に『名品特許』を有する多くの企業がグローバル競争力を確保し、バランスの取れた産業の発達に寄与できるよう積極的に支援していく」と述べた。

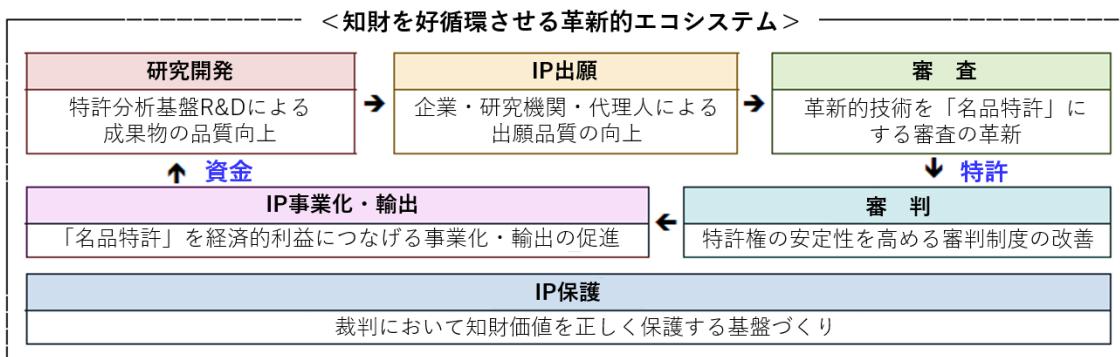
2-3 韓国特許庁と知財戦略研究会、「2025年第一次知財戦略フォーラム」を開催

韓国特許庁（2025.4.16.）

企業・投資家の観点から名品特許の戦略について議論

韓国特許庁は 4 月 15 日火曜日、知的財産戦略研究会と共にソウル三井（サムジョン）ホテル（ソウル市江南区所在）にて「2025 年第一次知財戦略フォーラム」（以下、「フォーラム」）を開いた。

今回のフォーラムは、韓国企業の世界的な技術競争力の確保に向けて高品質の特許確保の重要性が求められる中、「名品特許」の創出や活用について知財エコシステムにおける各主体からの意見を集めて認識を向上させるためである。「名品特許」とは、経済的価値の高い革新的な技術について独占権を広く確保し、第三者にとって有効かつ明確であつて権利の安定性の高い、儲けになる特許をいう。



「世界的な技術覇権競争時代、名品特許がカギとなる」というテーマで開かれ、特許を生み出しビジネスに活用している企業側と、投資による特許の収益化を図る投資会社側が登壇し、市場における名品特許のあり方について踏み込んだ議論を行った。

(株) ABION BIO 代表理事兼ソウル大学薬学部教授シン・ヨンギ氏は、製薬・バイオ業界の生存は技術の優秀性だけではなく、技術を保護・拡大できる知財戦略にかかっていると言い、研究開発との連携(特許路 R&D)により技術と特許戦略が並行する構造が定着されてこそ、世界市場で通用する名品特許の創出や産業の競争力強化が図れると強調した。

LG エナジーソリューションのイ・ハンソン専務は、自社が世界の蓄電池市場をリードしている背景には社内に定着されている特許連携の研究開発体系が重要な役割をしていると分析した。ただし、最近、中国など後発国が特許権確保に取り組み、紛争が増加している状況の中で、韓国が世界市場での優位性を維持し続けるためには企業だけではなく、特許庁と裁判所、知財業界の全体が名品特許の創出ー活用ー保護というすべての段階にわたって協力を深めていく必要があると述べた。

ザ・ウェルス・インベストメントのチョン・ハンチョル専務は、高品質の特許が高い投資収益率につながる事例を紹介し、「名品特許」の活用を促すためには特許を収益化する専門人材を増やす必要があると言及した。

知財戦略委員会のペク・マンギ委員長がリードするディスカッションでは、企業・学界・

法曹界などさまざまな分野の専門家からなるフォーラムの参加者が名品特許について話し合った。とりわけ、参加者らは、韓国の特許はこれまで量的成長により知財先進国へと発展してきたが、これからは質的成長を図る時期に来ているという点に共感し、知財エコシステムに直接関わる主体だけではなく、関係機関とも緊密な連携を図ることを求めた。

キム・ワンギ特許庁長は「資本と人材の規模に限界がある環境の我が国が技術霸権争いの中で優位に立つためには、源泉・コア特許の確保、事業化から輸出につながる知財好循環のエコシステムづくりにより、研究開発への投資の成果を一層高めていく必要がある」とし、「特許庁は知財分野の各主体と引き続きコミュニケーションを図ることで、民間からの意見を積極的に集めた上で名品特許を生み出す充実な政策を講じていく」と述べた。

2-4 国際知識財産研修院、WIPO と開発途上国 27 か国を対象に「2025 韓国-WIPO 特許審査実務教育コース」をオンライン実施

韓国特許庁 (2025. 4. 16.)

「名品 K-特許審査」を世界に広げる！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、世界知的所有権機関（WIPO）と共に 4 月 14 日月曜日から 18 日金曜日まで開発途上国の知財能力の向上に向け、27 か国の知財分野専門家※を対象に「2025 韓国-WIPO 特許審査実務教育コース」をオンラインで実施する。

※特許審査官、特許政策関係者、研究開発分野の関係者など

参加国は、インド、インドネシア、アラブ首長国連邦など韓国と深い経済的関係にあるか成長の潜在力が大きい 27 か国である。教育では参加者の知財審査能力を高めるために、特許審査の方法論から人工知能（AI）といった先端技術に関する韓国の特許審査基準や審査実務について解説する。とりわけ、革新的な技術の創出や保護を図る「名品 K-特許審査」のノウハウを共有して韓国と参加国間の知財保護協力を強化し、韓国の輸出企業が海外市場で競争力を高める上でもプラス効果をもたらすと期待される。

今回の教育コースでは、韓国特許庁と特許審判院の現況および政策の紹介、特許審査の手続きおよび方法論、AI 発明の審査基準、技術移転および事業化への支援政策など、特許審査に関するさまざまなテーマを取り扱う。とりわけ、この 5 年間実施してきた教育研修生向けアンケート調査の結果を参考にしてニーズの多いテーマを決めるなど、教育の質を高めるために工夫した。

国際知識財産研修院長は「今回の教育が参加国にとって特許審査の専門性を高めるきっ

かけになり、最終的には海外で韓国企業の特許紛争の予防や市場競争力の強化につながる効果をもたらすと期待する」とし、「今後も積極的な行政活動の一環として需要者のニーズに合わせた教育を行うことで、K-特許審査の優秀性を世界に伝え、韓国へのプラスイメージを育てる知財教育を実施していく」と述べた。

2-5 韓国特許庁と産業通商資源部、「第三次知的財産と経済安保フォーラム」を開催

韓国特許庁 (2025. 4. 17.)

技術保護と経済安保の強化に向けた協力体系の構築へ

韓国特許庁と産業通商資源部は4月17日木曜日、グランド・インターナショナル・ソウル・パルナス（ソウル市江南区所在）にて「第三次知的財産と経済安保フォーラム」を開催した。今回のフォーラムは、今年1月から実施している「知財と経済安保」シリーズフォーラムの最後の会合であり、第一次では知財権と通商戦略、第二次では知財と経済安保の全般について議論し、その続きで第三次ではこれまでの議論をまとめ、知財保護体系を活用した経済安保の強化策について踏み込んだ議論を交わした。

今回のフォーラムには、政府（特許庁・産業通商資源部）、学界、法律事務所や関係機関の専門家約20名が参加し、産業技術保護法、知的財産、特許ビッグデータ、秘密特許制度などを活用した技術保護の強化策をテーマに専門家の講演やディスカッションを行った。参加者らは、ここ5年間、産業技術の流出件数が約100件に達しており、それによる経済的被害額は約23兆ウォン※規模に達するなど、技術流出によるリスクが深刻化する中で、国レベルでの技術保護体系の強化が迫られているという点に共感した。

※各企業独自の推計額（国家情報院より）

とりわけ、専門的な技術の賜物である特許ビッグデータの活用の重要性について強調し、国家コア技術の指定・管理、先端技術の輸出管理、知財規範の見直しなどにおいて、産業通商資源部側は法制度の運営の経験を、特許庁側は情報・分析力を基に連携すれば、実効性のある知財保護が実現できると分析した。

チョン・インギョ通商交渉本部長は「技術と知財の徹底保護こそが経済安保を強化する道である」とし、「今後も国家コア技術の最新化、企業・大学・研究所など国家コア技術保有機関の選定、技術流出の経路の把握などに特許情報を積極的に活用することで、国家競争力のカギを握るコア技術の保護に全力を尽くす」と述べた。

キム・ワンギ特許庁長は「特許ビッグデータの活用や充実した知財保護政策により、国家コア技術の指定、戦略物資の管理など主要分野において産業通商資源部と緊密な協力体系を構築していく」と述べた。

2-6 韓国特許庁、「職務発明制度の導入・拡散に向けた戦略カンファレンス」を開催 韓国特許庁（2025.4.18.）

産業界、科学技術界、法曹界など約400名が参加…職務発明制度への認識向上を図る

韓国特許庁は4月18日金曜日、科学技術コンベンションセンター（ソウル市江南区所在）にて産業界、科学技術界、法曹界などを対象に「職務発明制度※の導入・拡散に向けた戦略カンファレンス」（以下、カンファレンス）を開いたと発表した。

※職務発明制度：従業員（研究者）の職務上の発明を使用者（企業など）が承継することに対し従業員に正当な報奨を提供する制度（企業では社内職務発明規定などを定めて運営する）

今回のカンファレンスは、職務発明について各界の認識を高めるための積極的な行政活動の一環として行われた。

最近、韓国知識財産研究院の調査（2024年知的財産活動調査）によると、中小企業における職名発明規定の導入率は前年比6.3%ポイント上昇し、初めて全体中小企業の4割以上※が職務発明に関する規定を設けているなど改善しているが、大手企業と比べると未だ少ない現状である。

※中小企業における職務発明規定の導入率：（2022年）38.6%→（2023年）39.5%→（2024年）45.8%（+6.3%ポイント）

※※企業規模別の職務発明規定の導入率（2024年時点）：（大手企業）79.4%、（中小企業）45.8%

このような背景から特許庁は、職務発明への認識を高めるために職務発明制度に関心のある企業の最高経営責任者（CEO）、各機関の知財担当者、弁理士・弁護士など約400人が参加する大規模カンファレンスを初めて開いた※。

※昨年は、企業・大学・公共研究機関向け職務発明制度の教育セミナーを開催（2024年9月）

カンファレンスでは、職務発明制度の基本的な手続きや制度導入の方法、正当な報奨の事例など制度の全般にわたる基礎的な内容だけではなく、職務発明に関する主な訴訟・紛争

の事例、焦点などについて分野ごとに専門家からの発表が行われた。また、充実した職務発明制度を運営している職務発明認証企業の優秀な事例について共有した。

特許庁長は「職務発明は従業員の研究意欲を高めて革新につながるインセンティブを提供し、世界市場で企業の技術競争力を向上させる大変重要な制度である」とし、「今回のカンファレンスが職務発明制度への理解を深め、企業が関連制度を積極的に導入することで革新と跳躍を図るきっかけになってほしい」と述べた

特許庁では、職務発明制度を定着させるよう、中小・中堅企業を対象に職務発明に関する相談サービスを提供し、職務発明報奨優秀企業の認定制度※などを行っている。参加を希望する企業は、職務発明制度ウェブサイト（www.ip-job.org）または、韓国発明振興会ウェブサイト（www.kipa.org）の「お知らせ」にて詳細※が確認できる。

※主要インセンティブ：特許・実用新案・意匠出願時の優先審査、4年～9年次の登録料の追加20%減免、政府支援事業参加時に加点付与、SGI ソウル保証保険の優遇措置など提供

※※相談など問い合わせ（韓国発明振興会発明振興室）：電話 02-3459-2847、2844、2793

2-7 韓国特許庁、大邱(テグ)で開かれる「第22回国際グリーンエネルギーEXPO」にて 「特許相談センター」を運営

韓国特許庁（2025.4.21.）

新再生可能エネルギー開発企業のニーズに応じて「名品特許」戦略の相談サービスを支援

韓国特許庁は、4月23日水曜日から25日金曜日まで EXCO（大邱（テグ）市北区）にて開かれる「第22回国際グリーンエネルギーEXPO」において水素や太陽光など新再生可能エネルギー開発企業の特許戦略を支援するために、「特許相談センター」を運営すると発表した。

今回のEXPOは、大邱市と慶尚北道（キョンサンブクド）が主催し、水素産業協会、太陽光産業協会など新再生可能エネルギー分野の4つの協会が共同で主管する国際的なイベントであり、韓国や海外から企業300社が参加してエネルギー分野の先進的製品や革新的技術を披露する予定だ。

新再生可能エネルギー電源の定格容量の割合が2035年まで45%拡大すると見込まれ※、技術競争力の確保に向けて特許の重要性が浮上していることを受けて、特許庁は韓国企

業の研究開発が「名品特許」という成果につながるよう、特許審査官、公益弁理士、コンサルティング専門家からなるワンチームで相談サービスを提供する。

※2035 年のエネルギー電源の割合：原発 13.1%、石炭 11.4%、LNG26.2%、新再生可能エネルギー45.1%（韓国の第 11 次電力需給基本計画より）

「名品特許」は、経済的価値の高い革新的な技術について独占権を広く確保し、第三者にとって有効かつ明確であって権利の安定性の高い、儲けになる特許をいう。

特許庁は、特許と連携した研究開発、特許の出願・審査・保護・活用など特許のライフサイクルの全般にわたって韓国企業が名品特許を獲得できるようサポートしている。今回のイベントでは、特許の種になる研究開発を特許と連携して成長できるよう、各企業のニーズに応じたコンサルティングを提供することで、名品特許の実現へと一歩を踏み出す手助けをする。

同イベントを主管する韓国水素産業協会の関係者は「特許を考慮した研究開発の重要性が高まっている中、特許審査官が現場を訪問して企業の特許戦略を自ら支援することが非常に斬新であり、時宜を得た取り組みだと思う。今後も新再生可能エネルギー分野の企業が特許と連携した研究開発を行うよう、官民での活発な協力体制を期待する」と述べた。

特許庁の機械金属審査局長は「新再生可能エネルギーは未来成長のカギを握る産業であるため、名品特許の実現に向けて企業とのコミュニケーションを強化していきたい」と述べた。

2-8 韓国特許庁の特許審判院、「第 20 回特許・商標判例の研究論文コンテスト」を開催

韓国特許庁 (2025. 4. 21.)

知財判決への研究意欲を高める

韓国特許庁の特許審判院は、知的財産権への関心や研究意欲の向上に向け 4 月 21 日月曜日から 9 月 22 日月曜日まで「第 20 回特許・商標判例の研究論文コンテスト」を開くと発表した。

今回は、これまでの判例研究の課題のほかにも、学生を対象に未来の知財人材の育成に向け特許審判院による審決関連課題が含まれる。電子メール (hwang7890@korea.kr) にて応募を受け付け、提出書類の様式は特許審判院ウェブサイト (www.kipo.go.kr/ipt) のお知

らせ>審判院ニュースの掲示板からダウンロードできる。

判例研究論文の部門は、前年と同じく参加対象に制限はない。応募は指定課題、または、自由課題に分けられ、指定課題は審判院が選定した4件（特許2件、商標2件）の判例について、自由課題は知財権関連判例の中で希望するものを選択できる。ただし、最優秀賞の受賞者は指定課題の論文の応募者の中で決められる。

審決研究論文の部門は、大学生・院生のみを対象とし、審判院が選定した1件の審決について研究した論文を提出する。特別課題（審決）は判例研究論文課題と別途評価する。

【コンテストの指定課題】

※特許分野の指定課題（判決）

1. 特許権の保護範囲に関連して、特許無効事件でされた主張と異なる主張を権利範囲確認事件であるのが禁反言の原則に違反するか否かに関する判例（特許法院 2023.11.30. 宣告 2023 허 11593）
2. 特許法施行令第7条第1項第1号で定める「薬効を示す活性部分」の意味に関する判例（大法院 2024.7.25. 宣告 2021 허 11070）

※商標分野の指定課題（判決）

1. リフォームしたものを販売する行為が商標権侵害に該当するか否か、および、損害賠償の義務があるか否かに関する判例（特許法院 2024.10.28. 宣告 2023 허 11283（商標法の焦点を中心に記述））
2. 商標法第34条第1項第11号後段の「著名商標の識別力を害する恐れ（单一出所表示機能を害する恐れ）がある商標」に該当するか否かに関する判例（大法院 2023.11.16. 宣告 2020 허 11943）

※特別課題（審決）

商標が普通名称化され、後発的無効を認めた事件（特許審判院 2024.11.29. 宣告 2023 당 3717）

特許審判院は、最優秀賞1件（産業通商資源部長官賞、賞金200万ウォン）、優秀賞2件（特許庁長賞、賞金100万ウォン）、奨励賞3件（特許庁長賞、賞金50万ウォン）、今回新設された特別課題の提出者に授与する特別賞1件（審判院長賞、賞金100万ウォン）を選定して12月末に受賞する計画だ。

特許審判院長は「今回のコンテストは、審判実務と密接に関連するテーマを中心に指定課題を選定しており、特許審判院の審決について未来の知財人材である大学生・院生が研究してみる機会になるという点で非常に有意義である。知財権の懸案や審判決に关心のあ

る多くの方々からの応募を期待する」と述べた。

コンテストの詳細については特許審判院審判政策課（電話：042-481-5484、電子メール：hwang7890@korea.kr）にて問い合わせできる。

2-9 特許審判院、「名品特許」を目指して無効審判制度を改善

韓国特許庁（2025.4.21.）

特許権者の訂正請求の機会を拡大する「無効審決予告制」を導入

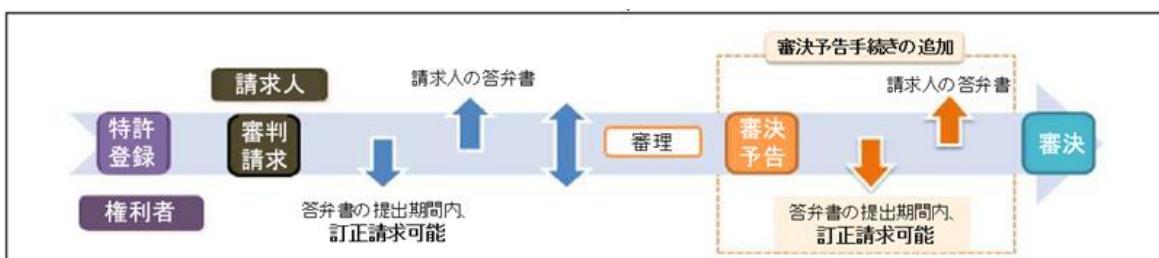
韓国特許庁の特許審判院は4月21日月曜日、特許権の信頼性と安定性を高めるために、無効審判制度や審理手続きを改善すると発表した。

昨今、世界で韓国企業の技術競争力の強化に向けて高品質の特許の重要性が浮上していることを受けて、特許庁は「名品特許※」の創出・活用に対応する政策を示した。それに合わせて特許審判院は、特許権の信頼性と安定性を高める審判制度を運営する趣旨で今回、無効審判制度を改善する。

※経済的価値の高い革新的な技術について独占権を広く確保し、第三者にとって有効かつ明確であって権利の安定性の高い、儲けになる特許をいう

第一に、無効審判手続きにおいて特許権者と無効審判の請求人の間で攻撃・防御の機会が十分与えられるよう「無効審決予告制」を導入する。審判請求に無効理由があると認める場合、特許権を無効にする前に無効の審決がある旨を予め知らせ、特許権者が訂正の請求により有効な権利を維持できる機会を提供するものである。

<（審決予告の手続きが追加される場合）無効審判手続きにおける訂正請求のタイミング>



第二に、無効審判における審理手続きを改善する。

無効を主張する請求人が無効事由についてより具体的で明確な証拠を提示する方向で審

理を行い、証拠などの提出期限を必ず厳守（適時提出主義）し、事前に争点を整理することによって当事者の具体的な主張や立証が十分に行われるよう、口頭審理を効率化する方向で制度を見直す考えだ。

また、無効審判請求時に請求項の解釈について意見を記載するよう勧告し、請求項の解釈に意見があるか明瞭でないところがある場合には当事者に追加の意見や立証の機会を与えるなど、請求項の解釈における手続きを見直す考えだ。

特許審判院長は「特許権の安定性と信頼性を高めるためには予測可能な審判制度を運営することが何より大事であると思う」とし、「今後も特許審判院は『名品特許』の実現を目指して審判制度や運営について引き続き改善を行っていく」と述べた。

2-10 韓国特許庁 X 聖心堂（ソンシムダン）、「発明の日 60 周年記念パンカード」全国ツアーアイベントを実施

韓国特許庁（2025. 4. 22.）

発明の日記念して特許取得済みのおいしいパンを提供、知財クイズなどさまざまなイベントを開催

「特許庁がおごるよ！ソウル、大邱（テグ）、光州（クァンジュ）、大田（テジョン）でおいしい聖心堂（ソンシムダン）のパンに出会えるよ！」

韓国特許庁は、「発明の日 60 周年」を迎えて発明の重要性を伝える趣旨で「発明の日 60 周年パンカード」全国ツアーアイベントを行うと発表した。

今回のイベントは、特許庁と聖心堂（ソンシムダン、韓国特許庁が位置する大田市にある、全国的に有名なベーカリー）のコラボで、5月19日月曜日にCOEX麻谷（マゴク）（ソウル市江西（カンソ）区）にて開かれる「発明の日 60 周年記念式」の広報する場である。※「発明の日」は世界初「測雨器（チュグギ、雨量計）」を発明した日（1441年5月19日）を記念して指定された日

第一次イベントは4月30日水曜日、韓国プレスセンター前のソウル広場（ソウル市中区）にて午前10時からスタートする。第二次は5月7日水曜日午前10時、東城路（トンソンロ）28アートスクエア（大邱（テグ）市中区）、第三次は5月13日火曜日午前10時、全南（チョンナム）大学の後門周辺（光州（クァンジュ）市北区）を訪れ、最後は5月14日水曜日午前8時、政府大田庁舎（大田（テジョン）市西区）で行われる。

パンサーのイベントでは、聖心堂のパンに関する知的財産の話を紹介する。聖心堂は独自開発したシグネチャーメニューの製造方法※と商標※※を知的財産権としてしっかりと保護している。これは、知的財産が人工知能(AI)や半導体といった先端技術だけではなく、パンなど日常生活の中で身近に感じる分野でも有効活用されていることを示す事例である。今回のイベントで「阜城小包(ティギムソボロ、揚げパン)」のようにサクサクと、「판타롱 부추빵(ファンタロング・プチュパン、にらパン)」のようにファンタスティックな発明のストーリーを全国各地でたっぷり聞かせる考えだ。

※阜城小包(ティギムソボロ、揚げパン)：特許第10-1104547号、부추빵(プチュパン、にらパン)：特許第10-1333291号

※※ 、、など登録商標43件取得

来場者に聖心堂のおいしいパンと「発明の日」のストーリーを紹介する冊子を配る予定だ。冊子の中のQRコードを読み取ってフォトイベントにも参加してもらい、クイズや福引イベントなどが行われる。

特許庁報道官は「『発明の日60周年』を迎えて聖心堂の事例のように日常生活の中でのクリエイティブなアイデアは『名品特許』につながる成果を多くの方々と共有したい」とし、「今回のイベントを機に、知財の重要性や価値について国民の皆さまが身近に感じてほしい」と述べた。

2-11 韓国特許庁と中小ベンチャー企業部、ベンチャー企業と政策懇談会を実施

韓国特許庁 (2025.4.22.)

ベンチャー企業の育成に向け特許庁と中小ベンチャー企業部が手を組む

韓国特許庁と中小ベンチャー企業部は4月22日火曜日、ベンチャー企業協会と共にソウルマリオタワー(ソウル市九老(クロ)区)にてベンチャー企業と政策懇談会を開いたと発表した。

※ベンチャー企業：最新技術やアイデアを開発してビジネスを展開する技術集約型中小企業

今回開かれた特許庁と中小ベンチャー企業部との合同懇談会は、平均10.1件以上の産業財産権を基に未来の新産業分野と世界市場を開拓するベンチャー企業から知財に関する悩みを解消し、政府の支援で海外進出を後押しするための行政活動の一環として行われた。

※平均10.1件の産業財産権を保有(特許権5.9、実用新案権0.3、意匠権1.4、商標権

2. 5)

約4万社に達するベンチャー企業は全体企業数の0.5%に過ぎないが、売上高は総額242兆ウォンと韓国財界の3位であり、一般の中小企業に比べて輸出の割合が4.2倍、売上高比研究開発の割合は5.8倍以上高く、産業エコシステムにおいてイノベーションを図る重要な役割を担っている。

※ベンチャー企業（2024年精密実態調査）：40,081社/売上高総額242兆ウォン/雇用合計93.5万人（全体雇用の5%）

懇談会に参加した企業は、ベンチャー企業の成果報酬制度の改善、人工知能（AI）技術の保護および特許審査体系の改善、中小企業向け技術保護および輸出への支援の拡大、革新型企業向け知財事業化への支援強化、優秀な特許権を獲得した企業を対象に政府レベルでの支援の拡大などを提案した。

ベンチャー企業協会長は、世界の経済、投資、技術環境の変化の中でベンチャー企業が引き続きイノベーションを生み出すよう、企業向け政策や知財政策を総括する両部處間での協力を高めるよう求め、これに対し、中小ベンチャー企業部と特許庁は、持続可能で革新的なベンチャー企業の成長基盤づくりに向け力を合わせていくと答えた。

中小ベンチャー企業部次官は「米国の関税政策やそれに伴う米中関税戦争の影響により、経済成長の鈍化、物価高・ドル高・高関税の三重苦で国内経済も冷え込み、厳しい経営環境にさらされているベンチャー企業が多い」とし、「ベンチャー企業が競争力を高めるために懇談会で出された意見を積極的に政策に反映し、特許庁が総括する知財分野においても両機関が連携してシナジー効果を生み出すよう最善を尽くす」と述べた。

特許庁長は「新しい貿易と通商環境の変化の中、ベンチャー企業が競争力を高めるためにはコア技術を幅広く保護する『名品特許』を生み出し活用することが何より大事である」とし、「ベンチャー企業が世界各国の状況に応じた形で名品特許の戦略や保護策の支援を受けられるよう、中小ベンチャー企業部との協力をさらに強化していく」と述べた。

2-12 韓国特許庁、「半導体特許カンファレンス」を開催

韓国特許庁（2025.4.23.）

特許庁と産業界、K-半導体の未来について話し合う！

韓国特許庁は4月23日水曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて半導

体産業の動向を分析し、知的財産を活用した韓国半導体産業の発展策を探るために「半導体特許カンファレンス」を開いた。

キム・ヒョンジュン次世代知能型半導体事業団長（ソウル大学名誉教授）は「K-半導体の危機と機会」をテーマに、韓国半導体産業が抱えるリスクを分析し、人工知能（AI）半導体分野に対し政府からの積極的な研究開発への支援などが必要だと強調した。続いて、特許庁のイム・ヒョンソク半導体組立工程審査チーム長は「特許庁における半導体分野の支援施策」をテーマに、特許庁が行う半導体技術への優先審査制度や高品質な特許の創出、産業界との意見交換の活性化を図る政策などについて紹介した。

キム・ビヨンニヨン韓国特許戦略開発院分析委員は「特許ビッグデータからみる半導体技術の動向」をテーマに、半導体分野で突出した技術力を確保する戦略を立て、技術格差の解消戦略の実施により市場支配力を強化し、産・学・研の連携のもと、「選択と集中」を徹底する戦略が求められていると述べた。LX セミコンのパク・ジョンヒョン理事は「韓国におけるファブレス（Fabless）の現状」、キム・ヤンペン産業研究院専門研究員は「米トランプ政権の知財、通商、半導体政策」、チャ・ソンフンソウル科学技術大学教授は「半導体技術の標準と特許」について発表した。

また、カンファレンスの開催に先立ち、特許庁のキム・ワンギ庁長は半導体企業※と協力策について議論し、半導体業界からの意見を取りまとめる懇談会を開いた。

※サムスン電子、SK ハイニックス、サムスンディスプレイ、LG ディスプレイ、DB ハイテク、LX セミコン、ハナマイクロン、ポイントエンジニアリング、マグナチップ半導体など

キム・ワンギ特許庁長は「半導体企業と協力を深め、半導体分野の企業や研究者がより強い特許ポートフォリオを構築し、革新的な技術を『名品特許』につなげて海外市場で K-半導体産業が競争力を高めるよう引き続き取り組んでいく」と述べた。

2-13 韓国特許庁、6つの傘下機関と共に「特許庁清廉協議体」を発足

韓国特許庁（2025.4.25.）

「清廉は登録、腐敗は拒絶」、知財分野での清廉文化づくりに取り組む

韓国特許庁は 4 月 24 日木曜日、韓国特許技術振興院ソウル支社（ソウル市麻浦（マポ）区）にて「特許庁清廉協議体」を立ち上げ、知財分野の全般にわたり清廉文化づくりに向けた活動を始めた。

【清廉な行政サービスの有功者への表彰、機関長懇談会など協力強化へ】

今回の発足式は、特許庁と6つの傘下機関の協力のもと、機関間で清廉文化づくりに向けた政策を共有し連携を強化するために行われ、キム・ワンギ特許庁長をはじめ、韓国発明振興会、韓国特許情報院、韓国知的財産研究員、韓国特許戦略開発院、韓国知的財産保護院、韓国特許技術振興院など傘下機関の長と監査室長などが参加した。

特許庁長は、昨年「特許庁参加機関の腐敗行為防止に向けた施策評価」において最優秀機関に選ばれた韓国特許戦略開発院を励まし、清廉な行政サービスを行った優秀実務者に表彰を授与した。懇談会では腐敗行為が発生しやすい分野を中心に実質的な改善策について踏み込んだ議論を行った。

【清廉リーダーと清廉活動家からなる協議体、政策の実行力を高める】

特許庁清廉協議体は、特許庁長と傘下機関長からなる「清廉リーダーグループ」と、各機関で清廉文化づくりを担当する部署長からなる「清廉活動家グループ」に分けて運営される。これにより、これまで機関ごとに分かれていた清廉政策を統合して運営することで、政策全体の実行力を一層強化する計画だ。

今後、協議体は定期会議、共同キャンペーン、政策連携プログラムなどを開き、清廉文化を組織の内外で拡散させ、制度として定着させることに取り組む計画だ。

【スローガン公募でコンセンサスを図る…外部からの協力も高める】

特許庁は協議体の発足に先立ち、庁内で職員全員を対象に清廉文化づくりに向けたスローガンを公募した。最終案から投票を行い、「清廉は登録、腐敗は拒絶」というスローガンが選ばれた。これには特許庁ならではの役割と価値が盛り込まれ、今後、庁内の教育や国民向けコミュニケーションの活動に幅広く活用していく考えだ。

また、特許庁は外部専門家からなる「清廉オンブズマン」を運営し、国民の目線から政策を振り返り、アドバイスを受ける体系を強化している。今後も特許庁は、庁内での取り組みと外部からの協力を並行する形で、国民に共感してもらえる清廉な知財行政を引き続き実践していく方針だ。

特許庁長は「清廉は国民が公共機関に期待する最も本質的な価値であり、政策の信頼性や需要度を左右する重要な要素である」と強調し、「今回、清廉協議体を立ち上げることで、

知財分野の全般にわたって清廉文化を体系的に拡散し、傘下機関と共に公正かつ透明な行政サービスを積極的に実現していく」と意志を表した。

2-14 「発明の日 60 周年」を記念する先祖の優秀な発明 15 点のうち 14 点に名誉特許権を付与

韓国特許庁 (2025. 4. 28.)

李舜臣（イ・スンシン）将軍の誕生日（4月28日）に「亀甲船（コブクソン）」が名誉特許登録を受けた！

文禄・慶長の役を勝利に導いた「忠武公（チュンムゴン）李舜臣（イ・スンシン）将軍の亀甲船（コブクソン）」が忠武公（チュンムゴン）の誕生日（4月28日）に名誉特許登録を受けた。発明の日（5月19日）を象徴する測雨器（チュグギ）も名誉特許権を取得了。

韓国特許庁は28日、発明の日※60周年（2025年5月19日）を迎えて先祖発明家の業績を称えるために、亀甲船（コブクソン）、測雨器（チュグギ）、金属活字など先祖の優秀な発明※※15点について特許審査を行い、その結果14点に名誉特許権を付与したと発表した。

※世界初の「測雨器」を発明した日（1441年5月19日）を記念する法定記念日
※※亞字房オンドル（アジャバンオンドル、暖房装置）、金属活字を活用した印刷方法、観象監観天台（天文観測器具）、自撃漏（チャギョンヌ、水時計）、仰釜日晷（アンブイルグ、日時計）、測雨器（チュグギ、雨量計）、神機箭機火車（シンギジョンギファチャ、発射装置）、鉛銀分離法（銀を抽出する技術）、亀甲船（コブクソン、軍艦）、飛撃震天雷（信管装置）、渾天時計（ホンチョンシゲ、天文時計）、石氷庫（ソッピング、天然の冷蔵庫）、風旗台（プンギデ、風向・風速観測器）、挙重機（コジュンギ、重いものを持ち上げる機械）、大東輿地図（朝鮮の全国地図）の作成方法

【先祖の優秀な発明 15 点のうち 14 点について名誉特許登録、1 点は拒絶査定】

特許庁は、今年3月から先祖の優秀な発明について現代の特許性の観点で審査する作業を始めた。特許審査の対象となった15点のうち、「大東輿地図（朝鮮の全国地図）の作成方法」を除いた14点について特許査定がされた。

技術分野を分けて審査官が特許法上の特許要件（新規性、進歩性、産業上の利用可能性）について総合的な審査を行った。その結果、先祖の優秀な発明が現代の特許制度の観点か

らも技術的価値を有することがわかった。

亀甲船（コブクソン）の閉鎖型構造は外部の攻撃から内部空間を保護し、敵が乗り込めないように上部に刀錐が埋め込まれた蓋板を付けた点から近接戦闘での防御力を上げた技術に特許性があると判断された。測雨器（チュグギ）は、直径と高さの割合を一定の範囲に限定したことで雨水が蒸発することを防ぎ、斜めに降る雨水を貯めることができるため、正確な降水量を観測できる点から発明の効果が認められた。

金属活字の技術は、個別の金属活字を組み合わせて印刷できるため保存と活字の配列が容易であり、優れた耐久性により繰り返し使用しても印刷の高い品質を維持できた点から進歩性があると判断された。仰釜日晷（アンプイルグ）は、くぼんでいる時計文字盤の上で観測する位置の北極高度を計算し、影を利用して計測する針をつけたことで位置にかかわらず正確な時間を計算できるという点から特許性が認められた。

拳重機（コジュンギ）は、地面に水平方向の固定滑車と移動滑車を複数設置して重たい物を簡単に持ち上げられる点から技術的特徴や発明の効果が認められた。

一方、大東輿地図（朝鮮の全国地図）については、当時（19世紀）には世界的に地図の製作が活発に行われていたことから先行技術に比べて進歩性がなく拒絶査定となった。しかし、地図の優秀な技術性は改めて高く評価された。

【先祖の優秀な発明について特許公報や名誉特許証を発行…教育コンテンツとして活用】

今回特許査定となった先祖の優秀な発明については特許公報（発明の内容、特許請求の範囲）を発行し、KIPRIS（特許情報検索サービス）にて公開する予定だ。これらの発明の出願日は韓国特許庁が設置された日（3月12日）であり、歴史の順番で出願番号および登録番号を付与した。新羅（シルラ）時代（前57年～935年）の発明の「亞字房オンドル（アジャバンオンドル）」が1番、18世紀発明の拳重機（コジュンギ）が14番である。いずれの発明についても特許登録日は「発明の日60周年」を記念する2025年5月19日とした。

また、名誉特許証を発行し、発明品を展示している各機関（国立中央科学館など）と協力して名誉特許証の授与や展示を行う計画だ。先祖の優秀な発明※から知財の重要性を普及・啓発するよう関連教育コンテンツ（動画）を制作する考えだ。

※先祖の優秀な発明のうち、「金属活字を活用した印刷方法、渾天時計（ホンチョンシゲ）、亀甲船（コブクソン）」を選定

特許庁の産業財産政策局長は「名誉特許の審査を行い、先祖発明家のたゆまぬ探求心や挑戦、その結果、どれだけ大きな進歩を成し遂げたか改めて感じることができた」とし、「発明の日 60 周年と名誉特許への審査を機に、発明の価値を改めて認識し、この学びが明日への技術革新につながるきっかけになってほしい」と述べた。

特許庁は「発明の日 60 周年」を迎えて 5 月を「発明の日」に指定し、全国各地やオンライン上でさまざまな記念イベントを行う。

2-15 韓国特許庁、AI 学習に活用する知財データ 7 種を「KIPRIS PLUS」にて無料公開

韓国特許庁 (2025. 4. 29.)

民間分野における AI 学習への支援や知財情報サービス産業の革新を図る

韓国特許庁は、4 月 29 日火曜日から情報サービス産業の活性化に向け人工知能 (AI) 学習に活用する知財データ 7 種を特許情報活用サービス (KIPRIS PLUS、plus.kipris.or.kr) にて無料で公開すると発表した。

特許情報活用サービス (KIPRIS PLUS) は、大衆向け知財分野の公共データプラットフォームであり、特許庁が運用している。韓国国内の情報はもちろん、米国、欧州、日本など計 13 か国で公開している知財権公報や行政情報など計 133 種の知財データについて企業や研究機関、大学などさまざまなユーザーが自由に活用できるよう提供している。

今回公開するデータは、特許庁の「2023 年 AI 基盤特許行政革新事業」の一環として収集したもので、韓国の特許・実用新案の公開公報、米国の特許公報、意見提出・拒絶理由通知書、特許ファミリー情報の韓英機械翻訳、国際特許分類 (CPC)、特許相談の機会読解、ユーザーの相談事例集などが含まれている。

最近、多くの企業が AI 性能を高めるためにさまざまなデータを学習させる過程で特許データへのニーズが高まりつつある。ところが、特許分野は複雑な構造や専門用語の難しさという点から AI 学習に適合したデータを分析・構築するには莫大な時間とコストがかかり、企業が質の良い学習データを確保することは難しい現状である。

このような背景から特許庁は、民間分野が学習データを構築する負担を軽減させ、AI を活用した情報サービスの開発をサポートするために、知財データを加工した高品質の学習データを公開することにした。

今回公開する学習データ 7 種は、特許庁の行政業務や顧客相談の中で収集した知財情報を AI 学習に適合した形で加工したもので、企業や研究機関はこれらの情報を特許文献の分析サービスや AI チャットボットなどさまざまな AI 技術開発に活用できると期待される。

特許庁の産業財産情報局長代行は「今回のデータ公開は、知財情報サービス産業の高度化を図る土台になると思う」とし、「今後もさまざまな形の特許データを引き続き構築・公開することで、知財情報エコシステムをより活性化していく」と述べた。

2-16 韓国特許庁、WIPO と特許ユーザー番号(ID)システム構築に向けた MOU を締結

韓国特許庁 (2025. 4. 30.)

キム・ワンギ特許庁長、4月 28 日にダレン・タン WIPO 事務局長とバイ会合を実施

韓国特許庁は 4 月 28 日月曜日 14 時 30 分（現地時刻）、世界知的所有権機関（以下、WIPO）本部（スイス・ジュネーブ所在）にて WIPO のダレン・タン（Daren Tang）事務局長と会合を開き、グローバル特許ユーザー番号（Global Identification (ID)）システムを構築する試行事業の推進を柱とする MOU を締結したと発表した。

韓国は知財先進 5 か国（IP5）のうち唯一、特許出願時に出願人が氏名や住所など情報を記載する煩雑な手続きを見直して特許顧客番号を導入し、すべての出願人の出願や登録関連情報を有効に管理している。

今回の MOU 締結により、WIPO がさまざまな国・地域に採用するグローバル特許ユーザー番号システムを開発する中で、韓国特許庁のノウハウや経験が広く活用されるとみられる。今後、WIPO がグローバル特許ユーザー番号システムを導入すれば、海外市場に進出する韓国企業が国際特許出願（PCT）など WIPO サービスを利用する中で時間やコストの負担を削減できると期待される。

また、バイ会合では、韓国企業による PCT（特許）・マドリッド（商標）・ハーグ（意匠）国際出願の動向、人工知能（AI）技術を活用した特許審査業務の改善、韓国信託基金を介した開発途上国における知財競争力強化の共同事業、WIPO 主要ポストへの韓国人の任命など主な懸案について議論した。とりわけ、タン事務局長は、最近世界的に関心が高まっている知財価値評価、金融や事業化に関する韓国の経験やノウハウを高く評価し、それを普及させるために韓国－WIPO 間で共同事業を推進する必要性について言及した。

韓国のキム・ワンギ特許庁長は「今回の MOU 締結により、ユーザーの利便性向上を図る韓国の知財行政システムが世界的に認められた」とし、「国際機構で韓国のプレゼンスを高めるために、情報化の協力だけではなく知財事業化など WIPO とさまざまな事業で協力していく考えだ」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、高度化する知財犯罪を捜査する「デジタル証拠分析室」を新設

韓国特許庁 (2025. 4. 16.)

特別司法警察による科学捜査能力の強化、模倣品のトレンドがわかるポップアップ展示場を設置

韓国特許庁は 4 月 14 日月曜日、「デジタル証拠分析室（大田（テジョン）市西区政府大田庁舎 4 棟 1 階）」を新設し、知能化・高度化する知財犯罪への捜査に取り組む体制を始めるとして発表した。

【1. 「デジタル証拠分析室」を新設し、知財犯罪への科学捜査を強化】

特許庁の特別司法警察は、デジタル証拠分析室を政府大田（テジョン）庁舎 4 棟 1 階に設置し、事務エリアから分離された独立したスペースで知財犯罪への捜査活用を行う計画だ。

特許庁は 2021 年、技術デザイン特別司法警察課を設け、デジタルフォレンジックの捜査手法を採用し、デジタルフォレンジックの専門人材と関連ソフトやツールを拡大してきた。

知財犯罪で刑事事件として立件された件数はこの 3 年間約 2,100 件と、デジタルフォレンジックの捜査手法の役割が重要になっている。営業秘密侵害事件の場合、営業秘密を流出したという証拠を収集する上で有効な捜査手法である。

※特許庁の特別司法警察による刑事事件の立件数：2,173 件（2022 年～2024 年）

また、事件当事者に対しデジタル証拠の選別に参加する権利を保障する目的で使う参観室が別途設置され、特別司法警察による捜査の透明性や信頼が高めると期待される。

今後も特許庁は、先進的な捜査手法に関する教育の強化、捜査インフラの拡大などを図り、

特別司法警察による科学捜査の能力を一層高めるために引き続き取り組む考えだ。

【2. 模倣品のトレンドがわかる「模倣品のポップアップ展示場」を設置…注意喚起へ】

特許庁は4月14日月曜日から政府大田庁舎4棟1階にて商標権者の権利保護など知財権保護への認識を高める趣旨で「模倣品のポップアップ展示場」を設置・運営する。

展示は商標警察が押収した模倣品の中で侵害が頻繁に起こっているブランドや品目を中心に2~3か月ごとに展示替えを行う。また、真正品と模倣品を比較できる展示、関税庁との協力で税關で摘発された模倣品などの展示も企画している。

初めは最近、ソウルの明洞（ミョンドン）や東大門（トンデムン）などで押収した模倣品を中心に有名ブランド（エルメス、ルイヴィトン、シャネル、ロレックス、パテックフィリップなど）と、国民の生活・健康・安全に関わる品目（化粧品、浄水器、車両用部品など）などを展示して模倣品への注意喚起を促す。

特許庁の産業財産保護協力局長は「デジタルフォレンジックを活用した科学捜査の能力を高めて知能化・高度化する知財犯罪対策に力を入れる」とし、「ポップアップ形式で行われる模倣品展示は国民に知財保護の重要性を認識させるきっかけになると思う」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国特許庁、ID5が作成した「メタバースにおけるデザイン保護」の報告書を公開

韓国特許庁 (2025.4.21.)

意匠先進5か国による協力の成果をID5公式ウェブサイトにて公開

韓国特許庁は、意匠先進5か国（ID5）が協力して韓国特許庁の主導のもと作成した「メタバースにおけるデザイン保護」報告書をID5公式ウェブサイト(<https://id-five.org>)にて公開したと発表した。この報告書は、仮想現実・各超現実など新技術の進化に伴うデザインについて、各国での権利登録の可能性や保護現状を比べてまとめた内容である。

ID5（Industrial Design 5）は、意匠分野の先進5か国協議体（韓国・米国・日本・中国・欧州）として2016年発足以降、約30件の課題を着実に行っている。課題の成果につ

いては ID5 公式ウェブサイトにて世界のユーザーに公開しており、ユーザーフレンドリーな意匠保護制度の発展を図る。

一方、今回のメタバースに関する報告書のほかにも、中国がリードする「意匠の図面作成に向けたユーザーガイド」も作成を完了し公開された。このガイドラインには、各国における図面の様式の共通点や違い、部分意匠の作成方法など詳細な情報が解説され、意匠の国際登録出願時に有効活用されると期待される。

韓国特許庁の商標デザイン審査局長は「意匠分野は特許や商標に比べて国ごとに意匠保護制度に差が大きいため、法制度の国際的な調和を図ることが重要である」とし、「今後もユーザーフレンドリーな観点で ID5 の課題を進め、その成果を積極的に公開し、知財分野で韓国のリーダーシップを発揮できるよう取り組む」と述べた。

4-2 韓国特許庁、「2025D2B デザインフェア」の参加者を募集

韓国特許庁 (2025. 4. 25.)

若手デザイナーのアイデアを産業現場で生かす！

韓国特許庁は、4月25日金曜日から製品デザインのアイデアがほしい企業に優秀なアイデアを提案し事業化をサポートする「2025D2B (Design to Business) デザインフェア」の参加企業、および、若手デザイナーの出品作を募集すると発表した。

今年で20回目を迎えるD2B デザインフェアは、企業にクリエイティブで優れたデザインを提案し、デザイナーには権利化や事業化のプロセスを自ら経験できるチャンスを提供する、产学協力型教育プログラムである。

参加企業の募集は4月25日金曜日から5月16日金曜日までである。企業は自社製品に必要なデザインを課題として示し、出品作の最終審査や授賞式に参加する。これにより、クリエイティブなデザインのアイデアを集め、優秀なデザインの権利化やライセンス締結のチャンスが得られ、製品の競争力の強化につながると期待される。

出品作の募集は4月25日金曜日から6月17日火曜日までである。デザイナーは、企業が示した課題にデザインを提案する「企業部門」と、自由に考えたデザインを出品する「自由部門」、今年の発明の日60周年を迎えて行われる「K-デザイン部門※」のいずれかに応募できる。

※発明の日60周年の記念品に採用されるデザイン

とりわけ、今年からは参加者全員にデザインの権利化やライセンス契約に関する E ラーニングを提供し、デザインの保護、出願手続き、ライセンス契約など知財能力を高める機会が与えられる。

また、一次選考の合格者には「D2B サマースクール」（8月11日～12日）への参加資格が与えられ、知財教育やメンタリングを提供し、出品作の権利化や製品化の可能性を高めることができる。

出品作は、一次・二次選考を経てライセンス契約の締結、事業化の支援、受賞などさまざまな特典が提供される。産業通商資源部長官賞、特許庁長賞などが授与される予定だ。

昨年は計2,349点の出品作のうち、計21点が賞を授与し、花瓶、壁時計、キャンドルウォーマーなどが優秀なデザインに選ばれた。

賞 格	大 賞	金 賞	金 賞	銀 賞
デザイン				
参加企業	PIGLAB	FIABA	-	PIGLAB
出品名	鳥	TIMESPACE	自分だけの空間で 楽しむ音楽と香り テラピー、Comma	Meretrix -貝殻をリ サイクルした除湿器 とリフィルケース

特許庁の産業財産政策局長は「D2B デザインフェアは、若手デザイナーによるクリエイティブなアイデアを産業現場に採用し、これを知財として保護し、ビジネスにつなげるチャンスを与えるものである」とし、「多くのデザイナーや企業からの関心や参加を期待する」と述べた。

参加申し込みや詳細については、D2B デザインフェアウェブサイト (www.kipa.org/d2b)、または、D2B 事務局（電子メール：d2b@kipa.org、電話：02-3459-2819）に問い合わせできる。

その他一般

5－1 「2025 国際知的財産指数」において韓国が 55 か国のうち総合 10 位

韓国特許庁 (2025. 4. 24.)

米 GIPC が発表…営業秘密保護分野での順位が 16 位から 9 位へと大きく上昇

韓国特許庁は 24 日、最近、世界的に通商環境の変化により知財分野の重要性が高まっていいる中、米商工会議所 (U. S. Chamber of Commerce) グローバルイノベーション政策センター (GIPC : Global Innovation Policy Center) が発表した「2025 国際知的財産指数 (International Intellectual Property Index)」において韓国が 55 か国のうち、総合 10 位※にランクインしたと発表した。

※韓国のランキング： (2019 年) 13→ (2020 年) 13→ (2021 年) 12→ (2022 年) 12→ (2023 年) 12→ (2024 年) 11→ (2025 年) 10

国際知的財産指数は、特許権、商標権、営業秘密、知的財産権の執行、システムの効率性、国際条約への加盟など 10 分野で 53 の細部指標を総合して評価するものであり、韓国は特許権分野で 8 年連続 2 位、商標権分野で 4 位、システムの効率性分野で 6 年連続 1 位となるなど、優秀な成果を上げている。

とりわけ、営業秘密保護分野においては 2024 年 16 位に比べて 7 位上昇した 9 位となり、今回総合ランキング上位 10 位に入る成果にプラスの影響を与えた。これは、2024 年不正競争防止法改正により、営業秘密侵害に対する処罰や損害賠償を大幅に強化した※成果が世界的に認められた結果だと思われる。

※不正競争防止法改正の主要事項 (2024 年 2 月 20 日)：営業秘密侵害行為に対し、懲罰的損害賠償額の限度を損害額の 3 倍から 5 倍に引き上げる、法人に対する罰金刑の上限を行為者の 3 倍に強化するなど

一方、主要国の総合ランキングをみると、米国が 1 位となり、英国、フランス、ドイツ、スウェーデンの順となっている。ほかに、日本 7 位、中国 24 位である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「知財水準の高さから産業発展の格差が広がり、通商交渉においても切り札になるという点からみて、今回の発表の結果を前向きにとらえている」とし、「特許庁が進める『名品特許』戦略により、知財の事業化を促して韓国の知財水準を世界最高レベルに高めていく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。
本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。
https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665
本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。
ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。
本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム